## 報道各位

令和 6 年 4 月 22 日 新潟市福祉部福祉総務課

## 令和6年能登半島地震にかかる「災害援護資金貸付」の 申請受付期間の延長について

標記事業について、申請受付期間を以下のとおり延長しますのでお知らせします。

## 申請受付期間

変更前	変更後
令和6年4月30日まで	令和7年1月31日まで

## (参考)制度概要等について

(1)制度の概要

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律 等に基づき、生活の立て直しに必要な資金を貸し付けます。

(2)対象世帯

住宅部分が半壊以上、もしくは家財に大きな被害を受けた世帯で、被災当時新潟市に住所を有していた世帯(所得制限あり)

(3)貸付限度額

150 万円から 350 万円 (被害の程度等によって異なります)

(4)申請方法

申請書を福祉部福祉総務課窓口へ提出

(5) 問い合わせ

新潟市福祉部福祉総務課 025-226-1169(直通)

本報道資料の問い合わせ先 新潟市福祉部福祉総務課 武藤 電話 025-226-1166(直通)